

いということが、そのおもな原因であると思ふのでありますが、政府はこれに對しまして、速やかに有効適切な施策を講ずる意思ありや否やをお伺ひいたしたいと思ひます。

○久下政府委員 お尋ねの点は無医村と無業局村と、二つにわけてお答えを申し上げた方がよろしいかと思ひます。無医村につきましては政府におきましても、数年前にすでに具体的な施策をとつたことがあつたのでありますが、その施策のみでは十分に目的を達し得ない。しかもいろいろな予算の関係等から、龍頭蛇尾に終つておりますことは、私としてはなほ遺憾に思つてゐるのであります。今回近く本國會におきまして御審議をいただきますと思つて準備を進めております医療法という法律案におきましては、さうな点の解決のために若干の考慮を拂つておるつもりでございます。すなわち医療機関におきましては、薬局と同様に、一般的にはいわゆる自由な開業医制度を基本といたしております関係上、かような制度のみをもちましては、わが國の事情として、いわゆる無医村がまだ千六、七百存在しておりますし、医療機関があまりしても、はなはだ不十分な医療機関、いわゆるつばな設備をもちました病院の制度は、ほとんど農村方面には普及しておらずに状態であります。今日の進歩した医学をあまねく國民一般に及ぼすところまでいっておらないと考へるのであります。これらの問題を解決いたしますために、若干の國庫補助をいたしまして、絶対無医村、相対無医村両方を含めました廣い意味の無医村に對しまして、医療機関を普及いたしますやうな考へ方を今度の医療法案に盛つておるのであります。無業局村につきましては、ただいまのところさうな具体策を講ずるまでに考へ方が熟しておらないのでありますけれども、これは一面におきまして、今申し上げたやうな病院制度が普及いたしますれば、当然病院の調剤所ができて、薬剤師がそこへ勤務いたしますし、本來の技能を活かしてける部分もあると思ひまして根本的な解決は思つておりませんけれども、さうな面において相當の解決を期待してゐる次第であります。

○師岡委員 次に処方せん発行の義務を医師に負わせる問題につきましましては、医師と薬剤師との間に相當意見の相違があるやうであります。私は公正な第三者の立場から、また治療を受ける者の立場から意見を申し述べてみたいと思ひます。医療は國民生活における各人の職域の一分野でありまして、決して医師及び薬剤師の私有物ではないと私は考へております。治療対象が患者であり、國民大衆でありますから、従つて治療内容の公開はきわめて當然であります。今日処方せん発行の義務を云々するやうな問題が發生してゐることは、きわめて不可解な極のことと存じます。これに對して医師側の主張を要約いたしますれば、素人に調剤内容を知らしてもむだであるといふことが第一点。また第二点といたしまして、藥の内容を教えると、かえつて精神的に治療を妨げるおそれがあるといふやうなことを言つておるのであります。これは明らかに現代科学を無視した言ひ分でありまして、私といへども病人の精神的な面が重要であることは承知しておりますが、患者が自

分自身どんな病氣にかかつていて、どんな治療を受け、公衆衛生上どうしなればならないかといふやうなことを知つておくことは、絶対に必要な事柄であらうと思ひます。従つて私は調剤内容をだれにもわかるやうに、日本文字で表示することにいたしますれば、結局治療の内容が明確になりまして、医師の責任が明らかになると思ふのであります。これに對しまして政府はどうか、御答弁を承りたいと思ひます。

○久下政府委員 ただいまのお尋ねの問題は、これも近く御審議をいただく予定になつております医師法、歯科医師法に直接関係する事柄でございますので、またその際いろいろ御質疑があることと存じますが、ただいまの案の程度におきまして進行してまいります考へ方を、御質問がございましたら、お答えをしたいと思います。処方せんの発行の問題につきましては、いわゆる醫藥の任意分業の問題として、この醫藥法案及び医師法案、歯科医師法案を審議していただきました醫藥制度調査会におきまして、非常な議論の焦点となつた問題であります。結論として到達しておりますことは、大綱においては御趣旨のやうな結論に相なつておるものと承知してゐるのであります。すなわち処方せんの発行が從來あまり實際問題として行われおられなかつたといふやうな点が指摘をされまして、処方せんの発行をもつと大いにやる必要があるといふやうな意味合で、從來の処方せん発行に關する規定を形式の上において大分變えた規定をいたしてゐるのであります。結論は処方せんが多數發行され得るやうなことを期待した規定がなされてゐるのであります。私どももいたしましては、この処方せん発行の問題は、やはり醫藥制度の根本にふれることでありますので、十分慎重に考へてゐるつもりであります。しかし非常にまれな場合はあります。患者に処方せんの内容を知らせることが治療上適當でないといふことがあることは、ただいま申しました醫藥制度調査会の審議でも言われまして、さうな趣旨の規定がはいつてゐるのであります。具體的に申しますと、從來は診療所のないときは、処方せんを發行しなければならぬといふやうな、ごく軽い書き方になつておりましたのを、これを但書にもつてまいりました。但し診療上特に支障のある場合はこの限りにあらず」といふやうなことで、ただいま医師法案は進んでおります。すなわち「特に」といふことが加わりました点、それから但書にもつていつたといふやうなことによつて、診療上支障のあることはきわめて例がな少いものであるといふやうなことが、大体において認定せられたやうに存するものであります。政府といたしましてはこの醫藥制度調査会の御審議の結果を尊重し、これに同意をいたしまして、ただいま案を進めてゐる次第であります。

○師岡委員 次に治療對策についてお伺ひいたしたいと思ひます。治療對策につきましては、積極的な面と、消極的な面との二通りあると考へますが、第一に大衆の健康保持のため、政府はどんな施策を講じておいでになるか。第二に、發生することあるべき疾病等に對して、政府はいかに對処せんとされているか。第三は、現に疾病に苦しむ人たちに對して、徹底的な治療の途が開けてゐるか。私は今日の狀態は、この重大なる問題が医師と患者という局限せられた人たちにだけ押つけられて、社會全体として解決すべき國家的方法が講じられていないと考へるのであります。従つて現代醫學の恩恵に浴してゐるものは、一部少數の金持ちか、あるいはやみ成金に限られまして、一般まじめな勤勞大衆は、實質的にはこの恩恵から隔離されてゐると思ひます。政府は新賃金ベースの設定にあたりまして、医療費がどのくらいの内容として計上せられてゐるかといふことにつきまして、お答えを願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 非常に根本的なお尋ねでございますが、ごく簡単に概略をお答え申し上げます。医療對策、治療の對策といたしまして積極面のお話でございますが、これにつきましては御承知通り、全國的に保健所の整備をいたすことに相なつておりますので、かような線に沿ひまして、いわゆる積極的な健康増進といふやうなことが、今後は從來と違つて一段と促進をせられるものと思ひます。第二の點の發生せんとする疾病の予防についても、やはりこれらの機關が十分に活躍するものと思ひます。特に結核その他のいわゆる國民病と言われるやうなものにつきましては、専門の部局を設けまして、その方面において努力をいたしておられて、殊に急性傳染病のごときに至りましては、すでに御承知のごとくに、非常に患者の發生が

對して、政府はいかに對処せんとされているか。第三は、現に疾病に苦しむ人たちに對して、徹底的な治療の途が開けてゐるか。私は今日の狀態は、この重大なる問題が医師と患者という局限せられた人たちにだけ押つけられて、社會全体として解決すべき國家的方法が講じられていないと考へるのであります。従つて現代醫學の恩恵に浴してゐるものは、一部少數の金持ちか、あるいはやみ成金に限られまして、一般まじめな勤勞大衆は、實質的にはこの恩恵から隔離されてゐると思ひます。政府は新賃金ベースの設定にあたりまして、医療費がどのくらいの内容として計上せられてゐるかといふことにつきまして、お答えを願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 非常に根本的なお尋ねでございますが、ごく簡単に概略をお答え申し上げます。医療對策、治療の對策といたしまして積極面のお話でございますが、これにつきましては御承知通り、全國的に保健所の整備をいたすことに相なつておりますので、かような線に沿ひまして、いわゆる積極的な健康増進といふやうなことが、今後は從來と違つて一段と促進をせられるものと思ひます。第二の點の發生せんとする疾病の予防についても、やはりこれらの機關が十分に活躍するものと思ひます。特に結核その他のいわゆる國民病と言われるやうなものにつきましては、専門の部局を設けまして、その方面において努力をいたしておられて、殊に急性傳染病のごときに至りましては、すでに御承知のごとくに、非常に患者の發生が

對して、政府はいかに對処せんとされているか。第三は、現に疾病に苦しむ人たちに對して、徹底的な治療の途が開けてゐるか。私は今日の狀態は、この重大なる問題が医師と患者という局限せられた人たちにだけ押つけられて、社會全体として解決すべき國家的方法が講じられていないと考へるのであります。従つて現代醫學の恩恵に浴してゐるものは、一部少數の金持ちか、あるいはやみ成金に限られまして、一般まじめな勤勞大衆は、實質的にはこの恩恵から隔離されてゐると思ひます。政府は新賃金ベースの設定にあたりまして、医療費がどのくらいの内容として計上せられてゐるかといふことにつきまして、お答えを願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 非常に根本的なお尋ねでございますが、ごく簡単に概略をお答え申し上げます。医療對策、治療の對策といたしまして積極面のお話でございますが、これにつきましては御承知通り、全國的に保健所の整備をいたすことに相なつておりますので、かような線に沿ひまして、いわゆる積極的な健康増進といふやうなことが、今後は從來と違つて一段と促進をせられるものと思ひます。第二の點の發生せんとする疾病の予防についても、やはりこれらの機關が十分に活躍するものと思ひます。特に結核その他のいわゆる國民病と言われるやうなものにつきましては、専門の部局を設けまして、その方面において努力をいたしておられて、殊に急性傳染病のごときに至りましては、すでに御承知のごとくに、非常に患者の發生が

對して、政府はいかに對処せんとされているか。第三は、現に疾病に苦しむ人たちに對して、徹底的な治療の途が開けてゐるか。私は今日の狀態は、この重大なる問題が医師と患者という局限せられた人たちにだけ押つけられて、社會全体として解決すべき國家的方法が講じられていないと考へるのであります。従つて現代醫學の恩恵に浴してゐるものは、一部少數の金持ちか、あるいはやみ成金に限られまして、一般まじめな勤勞大衆は、實質的にはこの恩恵から隔離されてゐると思ひます。政府は新賃金ベースの設定にあたりまして、医療費がどのくらいの内容として計上せられてゐるかといふことにつきまして、お答えを願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 非常に根本的なお尋ねでございますが、ごく簡単に概略をお答え申し上げます。医療對策、治療の對策といたしまして積極面のお話でございますが、これにつきましては御承知通り、全國的に保健所の整備をいたすことに相なつておりますので、かような線に沿ひまして、いわゆる積極的な健康増進といふやうなことが、今後は從來と違つて一段と促進をせられるものと思ひます。第二の點の發生せんとする疾病の予防についても、やはりこれらの機關が十分に活躍するものと思ひます。特に結核その他のいわゆる國民病と言われるやうなものにつきましては、専門の部局を設けまして、その方面において努力をいたしておられて、殊に急性傳染病のごときに至りましては、すでに御承知のごとくに、非常に患者の發生が

對して、政府はいかに對処せんとされているか。第三は、現に疾病に苦しむ人たちに對して、徹底的な治療の途が開けてゐるか。私は今日の狀態は、この重大なる問題が医師と患者という局限せられた人たちにだけ押つけられて、社會全体として解決すべき國家的方法が講じられていないと考へるのであります。従つて現代醫學の恩恵に浴してゐるものは、一部少數の金持ちか、あるいはやみ成金に限られまして、一般まじめな勤勞大衆は、實質的にはこの恩恵から隔離されてゐると思ひます。政府は新賃金ベースの設定にあたりまして、医療費がどのくらいの内容として計上せられてゐるかといふことにつきまして、お答えを願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 非常に根本的なお尋ねでございますが、ごく簡単に概略をお答え申し上げます。医療對策、治療の對策といたしまして積極面のお話でございますが、これにつきましては御承知通り、全國的に保健所の整備をいたすことに相なつておりますので、かような線に沿ひまして、いわゆる積極的な健康増進といふやうなことが、今後は從來と違つて一段と促進をせられるものと思ひます。第二の點の發生せんとする疾病の予防についても、やはりこれらの機關が十分に活躍するものと思ひます。特に結核その他のいわゆる國民病と言われるやうなものにつきましては、専門の部局を設けまして、その方面において努力をいたしておられて、殊に急性傳染病のごときに至りましては、すでに御承知のごとくに、非常に患者の發生が

對して、政府はいかに對処せんとされているか。第三は、現に疾病に苦しむ人たちに對して、徹底的な治療の途が開けてゐるか。私は今日の狀態は、この重大なる問題が医師と患者という局限せられた人たちにだけ押つけられて、社會全体として解決すべき國家的方法が講じられていないと考へるのであります。従つて現代醫學の恩恵に浴してゐるものは、一部少數の金持ちか、あるいはやみ成金に限られまして、一般まじめな勤勞大衆は、實質的にはこの恩恵から隔離されてゐると思ひます。政府は新賃金ベースの設定にあたりまして、医療費がどのくらいの内容として計上せられてゐるかといふことにつきまして、お答えを願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 非常に根本的なお尋ねでございますが、ごく簡単に概略をお答え申し上げます。医療對策、治療の對策といたしまして積極面のお話でございますが、これにつきましては御承知通り、全國的に保健所の整備をいたすことに相なつておりますので、かような線に沿ひまして、いわゆる積極的な健康増進といふやうなことが、今後は從來と違つて一段と促進をせられるものと思ひます。第二の點の發生せんとする疾病の予防についても、やはりこれらの機關が十分に活躍するものと思ひます。特に結核その他のいわゆる國民病と言われるやうなものにつきましては、専門の部局を設けまして、その方面において努力をいたしておられて、殊に急性傳染病のごときに至りましては、すでに御承知のごとくに、非常に患者の發生が

對して、政府はいかに對処せんとされているか。第三は、現に疾病に苦しむ人たちに對して、徹底的な治療の途が開けてゐるか。私は今日の狀態は、この重大なる問題が医師と患者という局限せられた人たちにだけ押つけられて、社會全体として解決すべき國家的方法が講じられていないと考へるのであります。従つて現代醫學の恩恵に浴してゐるものは、一部少數の金持ちか、あるいはやみ成金に限られまして、一般まじめな勤勞大衆は、實質的にはこの恩恵から隔離されてゐると思ひます。政府は新賃金ベースの設定にあたりまして、医療費がどのくらいの内容として計上せられてゐるかといふことにつきまして、お答えを願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 非常に根本的なお尋ねでございますが、ごく簡単に概略をお答え申し上げます。医療對策、治療の對策といたしまして積極面のお話でございますが、これにつきましては御承知通り、全國的に保健所の整備をいたすことに相なつておりますので、かような線に沿ひまして、いわゆる積極的な健康増進といふやうなことが、今後は從來と違つて一段と促進をせられるものと思ひます。第二の點の發生せんとする疾病の予防についても、やはりこれらの機關が十分に活躍するものと思ひます。特に結核その他のいわゆる國民病と言われるやうなものにつきましては、専門の部局を設けまして、その方面において努力をいたしておられて、殊に急性傳染病のごときに至りましては、すでに御承知のごとくに、非常に患者の發生が

藥學校を出ておれば、十分まじめにその勉強さへしておれば、十分に合格し得るような意味において試験を行うというふうにした方が、むしろ適當ではないかと考えておるのであります。

○師岡委員 次に第二十條第二項に、藥局開設者に対しまして、毎年登録の更新を命ずる規定があるのでございますが、一体店舗の開設者に毎年更新の手続をふませることは、他に類例がないと考えるのであります。従つてその煩雜を避けますために、たとえば第一項を削除して、代りに都道府縣知事は必要と認むるときは随時藥局の点検を行うというような意味で、いわゆる行政的な一つの処理方法として、これを残していただくような点で、これを御修正なさるような方法をお考えになつておるかどうかについてお伺いいたします。

○久下政府委員 お尋ねの点につきましては、私どもはかように考えておるのであります。今回の藥事法におきましては、現行法の法律と違ひまして、藥局の開設を届出、登録するというような制度に改めたのであります。一定の規格に合つておりさえすれば、登録はどんく／＼受入れるようにしたいと思つておるのであります。これをそのまま放置して、ただ積極的にこちらから見まわるといふだけの制度にいたしますことは、詮すれば藥局開設者が登録のときに要求されておりました要件を、常に満たしているかどうかということがはなはだ心もとなひ結果にならうと思うのであります。それを十分に遺憾なくやりますためには、都道府縣は非常に厖大な人員を擁して、ひとり

にわたつて遵守いたさなければならぬことになりすので、そののみをもつて目的を達することは、はなはだ困難な結果になりはしないかと思ふのであります。その意味におきまして、もちろんなような点も今回の法律の中にも規定をしております。薬事監視員というような制度を設けられることにもなつておりますけれども、一方におきまして薬局の開設者が、常に薬局として要求されております要件を満たしておるかどうかが、この反省をして自主的に薬局を常に所要の要件を満たしていただきますようにしていただくために、やはり毎年々々の登録をしていただくということが必要でありまして、自主的にやつていただくことも、そのひま／＼に薬事監視員が見せていただくというような両面から目的を達したいと思つて、かような制度を設けたのであります。

とらないうで、不良薬を混入せしめないという取締り趣旨と、幾多の不便を大衆に轉嫁せしめないようにすることの矛盾を調和するために、すでに薬品中で大衆化されつつあるものは、その販賣方法を薬事委員会に一任されてはどうかと思ひます。

それから次に薬剤師の身分確立についてであります。大衆、殊にインフレにあへず、榮養失調に泣く勤勞大衆家族の保健を担当する薬剤師の責任は、この時局に際していよいよ重大さを加えてきたのであります。この法案を全体的に見ますと、その責任の重大さを取締りの嚴重さに帰せしめただけのように思われて、その責任の重大さとそれに伴う地位に対して、医師、齒科医師と同じように、大衆をして尊敬と信頼感を得せしめるような、すなわち薬剤師をして一つの持統をもたしめ、その職責の遂行に至誠と熱情を傾け盡さすべきところの精神的な立法趣旨がにじみ出ていないように思われるのであります。政府委員の御説明によりますと、当分の間は別な薬剤師法を制定する意思がない、このままで通すつもりであるというように伺へたのであります。ところが、その本法案の制定によつて將來薬剤師法制定の前提をなす明文一項を挿入すべきではないかと思はれるのであります。政府は、この法案で足りりとしておられるかどうか。それから現行法第二條では、薬剤師の重責を了解しておるのに、改正法案では單に医薬品の取扱ひを規整するだけであるのみか、かえつて空氣試験とか、飲食物試験とかの薬事衛生を省いているのはどういふわけでありませうか。それを伺ひたいと思ひます。

○久下政府委員 御質問の第一点につきましては、具体的な御趣旨が十分了解できなかったかと思ひますが、四十一條あたりはスルファミン剤に対してのお尋ねがあつたようでありませうから、その点について申し上げてみたいと思ひます。私も伺ひたいと思ひます。この法案の制定の根本の趣旨は、たゞいま松本委員のお述べの通りに考へておるのであります。ただそれはあくまでも國民の保健衛生の向上という大きな命題に副うように考へておるつもりでございます。さうな意味合から申しますと、ある程度この法案によつて從來より不便であるというようなことがないとも申されないのであります。今御指摘のスルファミン剤についても、さうな結果になると思ふのであります。この規定を設けました趣旨は、これをただ單に個人の一般の人の自由なる使用に任せますと、いゝゆる箇に對する抵抗力を増したり、その他の副作用も考えられる場合もありませう。さうな特殊なものにつきましては、御趣旨の通りに薬事委員会の意見を聴きまして、厚生大臣が指定をし、直接一般の人に医師の処方せんまたは指示なしに賣らせないようにした、というふうな考へ方でございます。

○松本(眞)委員 第八條の薬事委員会の構成のことにつきましてお尋ねしたのであります。構成の按分比例が薬剤師界から二分の一とあるのか、その他どういふふうな按分比例でやるのか、今腹案があれば伺ひたいのであります。

○久下政府委員 ただいまのところ、まだそこまで具体的な方針をきめておらないのであります。ただ第十條あたりで御覽をいただきますとおわかりのように、薬剤師國家試験小委員会が最少十七名の委員をもつて構成したいと思つておりますが、この小委員会のときに至つては、ほとんど藥學の人がこれにはいると思ふのであります。その他はもちろんな性格が少し違ひますので、さうな点を具体的に考慮いたしまして、各方面の御意向が十分公平にお聴きできますようにいたしたいと思ひておられます。

○松本(眞)委員 藥事法改正の御趣旨といたしまして、戦時中の官治統制的な立法を脱して、斯界の自治的な日本經濟の再建に役立つように取計らつたというふうになつておりますが、その趣旨に矛盾しているように思はれる点があるのではないかと。なおまた半頭一歩前進をしていただきたいと思ふような点があるのではないかと。すなわち改正法案の第四十一條、第四十四條によりまして、問題の各種特効藥の流行に便乗する不良薬品の取締りを嚴重にした理由はよく了解できるのであります。大衆の医薬知識の向上と相まつて別力をもつようになつてきておりますところのスルファミン剤等の販賣取締りについて、かように注文列記制を

○久下政府委員 御質問の第一点につきましては、具体的な御趣旨が十分了解できなかったかと思ひますが、四十一條あたりはスルファミン剤に対してのお尋ねがあつたようでありませうから、その点について申し上げてみたいと思ひます。私も伺ひたいと思ひます。この法案の制定の根本の趣旨は、たゞいま松本委員のお述べの通りに考へておるのであります。ただそれはあくまでも國民の保健衛生の向上という大きな命題に副うように考へておるつもりでございます。さうな意味合から申しますと、ある程度この法案によつて從來より不便であるというようなことがないとも申されないのであります。今御指摘のスルファミン剤についても、さうな結果になると思ふのであります。この規定を設けました趣旨は、これをただ單に個人の一般の人の自由なる使用に任せますと、いゝゆる箇に對する抵抗力を増したり、その他の副作用も考えられる場合もありませう。さうな特殊なものにつきましては、御趣旨の通りに薬事委員会の意見を聴きまして、厚生大臣が指定をし、直接一般の人に医師の処方せんまたは指示なしに賣らせないようにした、というふうな考へ方でございます。

○松本(眞)委員 第二條第七号であります。そのうちの「魅力を増し」という点はどういふ魅力を増すのであるか、お伺ひいたします。

○久下政府委員 この「魅力を増し」という言葉を入れたのは、たとへば皮膚、いゝゆる下着等に香水などをかけることを申しておるわけでありませう。決してこれはほかの言葉の美化するとか、清潔にするとか、容貌をかえ

○松本(眞)委員 次に法文の解釈でございますが、第六十五條の規定によりまして、本年三月卒業した藥學生の成年者は、即得権によつてそのまま無試験で免許証がいただけると思ひますが、未成年者はどうなるのでございませうか。

○久下政府委員 現行法によりまして、實質的には免許を受ける資格がありませんけれども、ひとり未成年などのゆゑをもつて免許を受けられない人の取扱ひにつきましては、実は当初はそれほど多數の該當者がいないものと思つて、何とか事前に処理ができたと思つて、特別な規定を設けなかつたのであ

りますけれども、この点につきまして
は、先日有田委員からの御質疑もござ
いまして、国会の法規におきまして、
その問題につきまして御修正をされる
ということでありまして、私どもと
いたしましては、賛成をするというよ
うな氣持であります。さような取計ら
いにしていただければ好都合かと思つて
おります。

○山崎委員長 松本君にちよつと御相
談申し上げます。速記の關係で一應こ
れで散会して、あとは懇談会にしたい
と思ひますが、いかがですか。

○松本(眞)委員 それで結構です。

○山崎委員長 それでは今日はこれに
て散会いたします。

午後二時二十三分散会

昭和二十三年九月二日印刷

昭和二十三年九月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局